

令和5年度寒河江市新規狩猟免許取得等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、狩猟者の減少及び高齢化に歯止めをかけ、自然保護活動の活性化を促すため、新たに狩猟免許を取得する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関し、寒河江市補助金等に係る予算の執行の適正化に関する規則（平成6年市規則第17号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所を有する者であって、市税を滞納していないもの
- (2) 新たに狩猟免許を取得した者
- (3) 狩猟免許の取得後、山形県猟友会西村山支部寒河江分会に入会し、かつ、市の求めに応じて自然保護、有害鳥獣捕獲等の活動ができる者

(補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 狩猟免許申請手数料
- (2) 初心者向け狩猟免許講習会の受講料
- (3) 狩猟免許又は銃砲所持許可の申請時に必要な医師の診断書発行に係る費用
- (4) 猟銃等初心者講習会の受講手数料
- (5) 射撃教習資格認定申請に要する手数料
- (6) 猟銃用火薬類等譲受許可申請に係る費用、射撃場使用料、実弾購入費用等の射撃教習を受けるための経費

(7) 銃砲所持許可申請手数料

(8) 山形県猟友会西村山支部及び寒河江分会への入会費用

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とし、3万円を上限とする。ただし、算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金等交付申請書)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則第5条及び第14条の規定にかかわらず、令和5年度寒河江市新規狩猟免許取得等補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「申請書兼実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添えて、令和6年3月15日までに市長に提出しなければならない。

(1) 取得した狩猟免許の写し

(2) 銃砲所持許可証の写し（銃砲所持許可を受けた場合に限る。）

(3) 補助対象経費に係る領収書の写し

(4) 山形県猟友会西村山支部寒河江分会会員であることを証明できる書類

(5) 補助金振込先通帳（申請者名義のものに限る。）の表紙及び1ページ目の写し

(交付決定及び額の確定)

第6条 市長は、規則第8条及び第15条の規定にかかわらず、前条に規定する申請書兼実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、必要な条件を付して補助金の交付を決定するとともに交付すべき補助金の額を確定し、令和5年度寒河江市新規狩猟免許取得等補助金交付決定通知書兼交付額確定通知書（様式第2号）により、速やかに申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付決定した補助金を取り消すことができる。

(1) 市長に提出した書類に虚偽の事項を記載し、又は申請について不正の行為を行ったとき。

(2) この要綱の規定に違反したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が相当の理由があると認めたとき。

2 前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合で、既に補助金の交付を受けているときは、市長の請求に応じ、交付を受けた補助金を返還しなければならない。

(帳簿等の保管)

第8条 規則第22条に規定する帳簿及び書類の保管は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間とする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

寒河江市長

様

申請者 住 所

氏 名

電話番号

（※運転免許証、マイナンバーカード等本人確認身分証の提示）

（※電話番号は、日中連絡が取れるもの）

令和5年度寒河江市新規狩猟免許取得等補助金交付申請書兼実績報告書

令和5年度寒河江市新規狩猟免許取得等補助金交付要綱第5条の規定により、以下のとおり申請します。

なお、申請にあたり同要綱第2条第1項第1号の要件を確認することを目的に、市税の納付状況の調査を農林課職員が行うことについて、同意いたします。

記

1 補助金申請額	金 円		
2 狩猟免許状の交付年月日	令和 年 月 日		
3 取得した狩猟免許等の種類	<input type="checkbox"/> 網猟免許 <input type="checkbox"/> わな猟免許 <input type="checkbox"/> 第一種銃猟免許 <input type="checkbox"/> 第二種銃猟免許 <input type="checkbox"/> 鉄砲所持許可		
4 助成対象経費	項 目	金 額 (円)	
	狩猟免許取得に要する経費	狩猟免許申請手数料	
		初心者講習会受講料	
	猟銃所持に要する経費	医師診断書料	
		猟銃等初心者講習会受講手数料	
		射撃教習経費等	
	鉄砲所持許可申請手数料		
	山形県猟友会西村山支部寒河江分会入会費用		
	合 計		
5 納付状況 ※	未納なし ・ 未納あり ()		
6 備 考			

- 添付書類 (1) 取得した狩猟免許状の写し
(2) 鉄砲所持許可証の写し（鉄砲所持許可を受けた場合のみ添付）
(3) 補助対象経費に係る領収書の写し
(4) 山形県猟友会西村山支部寒河江分会会員であることを証明できる書類
(5) 補助金振込先通帳（申請者名義のものに限る。）の表紙及び1ページ目の写し

※は記入しないでください。

指令農 第 号
令和 年 月 日

様

寒河江市長

印

令和5年度寒河江市新規狩猟免許取得等補助金
交付決定通知書兼交付額確定通知書

令和 年 月 日付けで申請及び実績報告のあった令和5年度寒河江市
新規狩猟免許取得等補助金の交付について、下記のとおり決定し、額の確定をした
ので通知します。

記

- 1 交付決定及び額の確定額 円
- 2 補助金等の交付に付する条件

狩猟技術の向上に努め、自然保護や有害鳥獣捕獲等寒河江市の行政に積極的に
協力すること。